

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の申請手数料について規定するため、条例の一部を改正するものである。

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

国立市手数料徴収条例（平成12年3月国立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表優良住宅等認定事務の項の次に次のように加える。

マンション管理計画認定事務	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この項において「マンション管理法」という。）第5条の3第1項に規定する管理計画（以下この項において単に「管理計画」という。）の認定・認定の更新	1件	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 管理計画のうち、長期修繕計画（マンションの修繕に関する長期の計画をいう。以下同じ。）の数が1であるもの 3,500円 (2) 管理計画のうち、長期修繕計画の数が2以上である
---------------	--	----	--

申請手数料			もの 3, 500円に1を超える長期修繕計画の数に1, 600円を乗じて得た額を加算した額	
管理計画の変更認定申請手数料	マンション管理法第5条の7第2項において準用するマンション管理法第5条の4に基づく認定基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項の変更認定	1件	4, 200円	管理計画変更認定申請1件につき、変更する事項に係る金額を合算した額とする。
	変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項の変更認定	1件	3, 500円	
	変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項の変更認定	1件	4, 000円	
	変更に係る認	1件	2, 600円	

		定基準のうち 組合員名簿又 は居住者名簿 の基準に係る 事項の変更認 定		
		変更に係る認 定基準のうち 長期修繕計画 の作成又は見 直しの基準に 係る事項の変 更認定	1 件	次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める額 (1) 管理計画のうち、長期 修繕計画の数が1であるも の 8, 400円 (2) 管理計画のうち、長期 修繕計画の数が2以上である もの 8, 400円に1を超 える長期修繕計画の数に 4, 600円を乗じて得た 額を加算した額
		変更に係る認 定基準のうち その他の基準 に係る事項の 変更認定	1 件	1, 900円

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。